第二十四期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一一七、九〇七
固定資産	四、〇〇五、四一〇
有形固定資産	三、八一六、八三七
無形固定資産	一八八、五七三
合計	四、一二三、三一八

負債及び資本の部

流動負債	五〇、四九七
固定負債	四、七七八、一二〇
株主資本	△七〇五、二九九
資本金	二五〇、〇〇〇
利益剰余金	△九五五、二九九
その他利益剰余金	△九五五、二九九
（うち当期純利益）	（三六）
合計	四、一二三、三一八

（注）一、有形固定資産の減価償却累計額

一、八五三、六五五

二、一株当たり当期純利益

七円

平成二十二年七月二十七日

岡山県玉野市滝一六四〇番地の一

玉野レクリエーション総合開発株式会社

代表取締役社長　亀田　稠

公益信託セイノーグループ教育振興援助基金第二十期決算公告

一、事業概要

岐阜県立大垣東高等学校他九校に対して合計四二〇万円の教材等の給付を実施した。

二、財産目録　平成二十二年三月三十一日現在

資産合計	一一七、九一九、七六八円
負債合計	〇円
正味信託財産	一一七、九一九、七六八円

平成二十二年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託セイノーグループ教育振興援助基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

大阪市北区曽根崎新地二丁目二番一六号

破産者　株式会社ダイシンファイナンス

右の者に対する大阪地方裁判所平成十六年(フ)第二五一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五、七八〇、六〇四、四二一円

一、配当することのできる金額

金一八七、六三七、四七五円

平成二十二年七月二十七日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号東京建物大阪ビル八階　破産管財人　木村圭二郎

配当公告

大阪市福島区福島一丁目五番二八号

破産者　下牧産業株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十一年(フ)第一七六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五八三、六六三、二八七円

一、配当することのできる金額

金二一〇、六二五、六四〇円

平成二十二年七月二十七日

大阪市北区堂島浜一丁目一番五号大阪三菱ビル六階梅田総合法律事務所

破産管財人　加藤　清和

配当公告

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷一八一六番地一

破産者　株式会社山田組

右の者に対する長崎地方裁判所平成十八年(フ)第七五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三八、五三五、六九一円

一、配当することのできる金額

金一〇、九一〇、一八八円

平成二十二年七月二十七日

長崎市栄町一番二五号長崎ＭＳビル八階

破産管財人　國弘　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市弥生町一八番地四、最後の住所北海道江別市東光町三七番地の二〇

被相続人　亡　吉田　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

北海道江別市向ヶ丘二二番地一ノースコート二〇一　相続財産管理人　清水　崇史

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五、七八〇、六〇四、四二一円

一、配当することのできる金額

金一八七、六三七、四七五円

平成二十二年七月二十七日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号東京建物大阪ビル八階　破産管財人　木村圭二郎

配当公告

大阪市福島区福島一丁目五番二八号

破産者　下牧産業株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十一年(フ)第一七六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五八三、六六三、二八七円

一、配当することのできる金額

金二一〇、六二五、六四〇円

平成二十二年七月二十七日

大阪市北区堂島浜一丁目一番五号大阪三菱ビル六階梅田総合法律事務所

破産管財人　加藤　清和

配当公告

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷一八一六番地一

破産者　株式会社山田組

右の者に対する長崎地方裁判所平成十八年(フ)第七五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三八、五三五、六九一円

一、配当することのできる金額

金一〇、九一〇、一八八円

平成二十二年七月二十七日

長崎市栄町一番二五号長崎ＭＳビル八階

破産管財人　國弘　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市弥生町一八番地四、最後の住所北海道江別市東光町三七番地の二〇

被相続人　亡　吉田　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

北海道江別市向ヶ丘二二番地一ノースコート二〇一　相続財産管理人　清水　崇史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市長浦駅前一丁目一〇番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡辺　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所石川県白山市以下不詳

被相続人　亡　小西又次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

事務所石川県白山市倉光西二丁目一六番地三　司法書士新井明治事務所

相続財産管理人　新井　明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中二三四番地、最後の住所山梨県甲府市宝二丁目二〇番一一号ガーデンハイム宝二〇五

被相続人　亡　田中　則子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

事務所　山梨県甲府市北口三丁目八番二四号東條法律事務所

相続財産管理人　東條　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県幡豆郡一色町大字一色字下屋敷六九番地、最後の住所名古屋市南区平子二丁目二二番二〇号アクトピア新瑞三〇一号

被相続人　亡　髙須　則雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

名古屋市中区錦二丁目八番一号伊予銀行ビル三Ｂ川岸弘樹法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　川岸　弘樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原四六七番地一、最後の住所三重県津市栄町二丁目三九〇番地一ＪＬＡビル四Ｆ

被相続人　亡　久保　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十七日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階　エル・アンド・ジェイ法律事務所

相続財産管理人弁護士　中山　正隆

第　50　期　決　算　公　告

平成22年6月21日　東京都港区芝２丁目29―14

フードリンク株式会社

代表取締役社長　渡邉　俊夫

貸借対照表の要旨　（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,947,138	流動負債	11,507,373
固定資産	345,369	固定負債	101,333
		負債合計	**11,608,706**
		株主資本	2,684,077
		資本金	446,000
		資本剰余金	98,568
		資本準備金	98,568
		利益剰余金	2,139,509
		利益準備金	12,932
		その他利益剰余金	2,126,577
		評価・換算差額等	△276
		純資産合計	**2,683,801**
資産合計	14,292,507	**負債・純資産合計**	14,292,507

(注)　当期純利益　655,449千円